

令和7年度
東京都アレルギー疾患対策
検討委員会
(第2回)
会議録

令和8年1月29日
東京都保健医療局

(午後 6時01分 開会)

○環境保健事業担当課長 では、お待たせしました。定刻となりましたので、ただいまより令和7年度東京都アレルギー疾患対策検討委員会（第2回）を開催させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、また遅い時間帯にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます保健医療局健康安全部環境保健事業担当課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、注意事項がございます。本日の会議ですが、ウェブ会議方式での開催となります。円滑に進められるよう努めてまいります。機器の不具合等により映像が見えない、音声が届かない等ございましたら、その都度事務局にお知らせください。

ウェブ会議を行うに当たりまして、委員の皆様には3点お願いがございます。

1点目は、ご発言の際には挙手ボタンを押していただき、会長から指名を受けてからご発言ください。

2点目は、議事録作成のため速記が入っております。ご発言の際には必ずお名前をおっしゃってから、大きな声ではっきりとご発言ください。

3点目は、議題に入りましたら、ご発言の際以外はカメラとマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、委員会の開催に当たりまして、健康安全部長の中川よりご挨拶を申し上げます。

○健康安全部長 保健医療局健康安全部長の中川でございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また、このような遅い時間にもかかわらず、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員会の開催に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

都は、令和4年3月に改定いたしました東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づきまして、総合的にアレルギー疾患対策を進めているところでございます。

また、都では花粉の飛散時期であり、新入学や新生活の準備の時期でもある2月を東京都アレルギー疾患対策推進強化月間とし、アレルギーに対する正しい知識を入手していただけるよう、集中的な広報活動を実施しておりまして、今年度につきましても様々な取組を行う予定でございます。

さて、本日の委員会では、強化月間の取組も含めた今年度の取組状況などについて、ご報告させていただきます。

限られた時間ではございますがアレルギー疾患対策の推進に向け、活発なご議論を賜りたいと存じます。

今後とも、東京都のアレルギー疾患対策へのご理解と、より一層のご支援をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 健康安全部長の中川、それから健康安全課長の宮崎につきましては、公務の都合によりまして、ここで退席をさせていただきます。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

資料につきましては、事前にメールにてお送りしております。まず、会議次第、委員名簿、資料1から3、参考資料1から4をお配りしております。不足等ございましたら、チャットにて事務局までお知らせください。

それでは、委員の紹介をさせていただきます。東京都アレルギー疾患対策検討委員会委員名簿をご覧ください。なお、ご所属、お役職につきましては省略させていただきますので、ご了承ください。お名前をお呼びしたタイミングで画面とマイクをオンにいただき、音声確認も兼ねて一言ご発言いただければと思います。

岩田会長でございます。

○岩田会長 岩田でございます。本日もよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 大田会長代理でございます。

○大田会長代理 大田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 足立委員につきましては、本日残念ながらご欠席の連絡をいただいております。今井委員につきましても、遅れての参加との連絡をいただいているところです。大久保委員につきましても、遅れての参加ということで、現在まだ入られていないようでございます。

続きまして、新田委員でございます。

○新田委員 新田でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 阪東委員でございます。

○阪東委員 阪東です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 村山委員でございます。

○村山委員 村山です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 吉田委員でございます。

○吉田委員 吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 首里委員でございます。

○首里委員 首里と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 末田委員でございます。

○末田委員 末田です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 町田委員でございます。

○町田委員 町田です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 横山委員でございます。

○横山委員 東京都看護協会の横山です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 大森委員でございます。

○大森委員 大森です。よろしくお願いいたします。

○環境保健事業担当課長 笹本委員でございます。

- 笹本委員 笹本でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 小浦委員でございます。
- 小浦委員 小浦でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 武川委員でございます。
- 武川委員 武川です。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 前田委員でございます。
- 前田委員 前田でございます。よろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 北村委員は遅れての参加ということで、まだ入っておられないようでございます。

続きまして、田中委員でございます。

- 田中委員 田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 山内委員でございます。
- 山内委員 山内です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 環境保健事業担当課長 オブザーバー、それから事務局の紹介につきましては、お手元の委員名簿裏面にて代えさせていただきます。

それでは、今後の進行につきまして、岩田会長にお願いいたします。

岩田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

- 岩田会長 よろしくよろしくお願いいたします。

まず、議題に従いまして、本日の議事を進行させていただきます。

情報公開についての確認でございます。議事に入ります前に、本委員会の情報公開に関する取扱いについて、委員の皆様を確認いたします。①会議は原則公開とする。②議事録を作成することとし、これも原則公開とする。以上2点、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

- 岩田会長 よろしいでしょうか。

それでは、早速議題に入ります。本日の議題は次第にありますように三つとなっております。

一つ目の議事、アレルギー疾患対策事業の令和7年度取組状況について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 それでは、議事(1)につきましてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

1枚目がアレルギー疾患対策推進計画の概要でございます。

本計画は、三つの柱、12の施策で構成されております。今回は、この施策のうち保健医療局健康安全部が行っております事業を中心に、今年度実施した事業、まだ途中のものもございますけれども、その状況についてご報告させていただきます。

2枚目についてでございますが、施策の柱1、適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進についてでございます。

患者・家族への自己管理のための情報提供等の取組といたしまして、東京都アレルギー情報n a v i . でアレルギー疾患に関する基礎的知識、花粉の情報、研修、講演会等の情報、医療機関情報等を発信しております。

ここで東京都アレルギー情報n a v i . のアクセス状況についてご紹介させていただきます。棒グラフでお示ししておりますが、令和4年度2月からアクセス数の伸びを確認していただけるかと思えます。これは、アレルギー疾患対策推進強化月間の取組や、妊婦、乳幼児保護者向けのシールの配布などの取組を開始したことによる増加でございます。翌年度からは、月間の取組の初年度と比較しますと、若干アクセス数は減ってきております。例年、春の花粉症の症状が落ち着き、新年度の生活が落ち着く6月から9月につきましては、アクセス数が減少している状況でございます。

今後、アクセス数増加に向けて、都の様々な取組等も有機的に活用しながら、必要な方に必要な情報が届くよう、取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、東京都アレルギー情報n a v i . でよく閲覧されているページをご紹介させていただきます。今回、棒グラフでお示したものは、花粉関連のページを除いたもので集計し直したのになります。資料の各ページ名をクリックしていただくと該当ページに遷移いたしますので、必要な場合はご覧ください。

1番目は、食物アレルギー緊急時対応ガイドンス、2番目、3番目は症例に関するページで、成人で食物アレルギーと診断された症例、ステロイド軟膏を使用してもよくなる成人アトピー性皮膚炎の症例についてでございました。

全体を通して、緊急時の対応や食物アレルギーのページの閲覧数が多い傾向にございます。

東京都アレルギー情報n a v i . のアクセス状況については以上でございます。

続きまして、妊婦及び乳幼児保護者に対するアレルギー情報の発信でございます。

昨年度に引き続きまして、都内区市町村に対して、母子手帳交付時等にシール配布を依頼しております。配布数は約7万部となっており、今年度のシールは画面にございますように、昨年度と色や大きさなどを変えまして、東京都アレルギー情報n a v i . のそれぞれのページに飛べるようQRコードをつけ、様々な「きいちゃん」のシールもつけたデザインとなっております。

続きまして、都民アレルギー講演会についてでございます。

今年度は「特殊な食物アレルギー ～近年急増している食物たんぱく誘発胃腸炎（F P I E S）について～」というテーマで国立成育医療研究センター免疫アレルギー・感染研究部の部長である森田先生にご講演をいただきまして、2月1日より3月2日まで動画配信を行う予定でございます。こちらは東京都アレルギー疾患対策推進強化月間の取組の一つでもあります。

続きまして、アレルギー疾患対策推進に関する集中的広報展開でございます。

こちらは、令和4年度から取り組んでいる事業となります。毎年2月を東京都アレルギー疾患対策推進強化月間と称しまして、集中的に広報を展開しております。今年度も

先ほどご紹介しました講演会の開催、キーワード連動広告、デジタルサイネージによる動画の掲出、また、都庁第一本庁舎1階にパネル展示等を行う予定の実施でございます。こちらで動画を流させていただきたいと思っております。

(動画放映)

○事務局 現在流させていただきました15秒から30秒間の動画をデジタルサイネージといたしまして、今年度も掲出いたします。

続きまして、花粉症対策の推進といたしまして、花粉の飛散状況の観測・解析を行っております。スギ・ヒノキ等の飛散花粉状況の定点観測、また、飛散開始時期などに関する報道発表、ホームページで情報提供を行っております。

また、花粉症に関する情報提供・普及啓発といたしまして、「花粉症一口メモ」という普及啓発媒体を8,000部印刷し、都や区の保健所及び市町村のほか、区市町村の保育主管課や教育委員会などに配布をしております。

続きまして、アレルギー表示など食品に関する対策でございます。食品表示法に基づく監視指導を、都保健所及び事業所で実施しております。食品製造業者や食品流通業者、食品販売業者等に対しまして、8月末現在で延べ7万6,516件実施しております。

適正表示推進者育成講習会を開催しておりますが、1回目は12月、2回目を1月に実施しております。講習会を受講し、食品の適正表示推進者として、新たに登録された登録者は1回目の講習会后380名、2回目の講習会后158名となっております。

また、適正表示推進者フォローアップ講習会につきましては、2月2日に講習会を実施する予定でございます。

続きまして、製造・調理施設の監視指導を都保健所及び健康安全研究センターで実施しております。食品製造業、給食施設、飲食店に対しまして8月末現在延べ1万5,076件実施しております。また、食品アレルギー検査につきましても、都保健所、健康安全研究センターで実施しておりますが、食品製造業、給食施設に対して乳、卵、小麦アレルギー検査を11月末現在で39検体実施しております。また、食品表示法に基づく自主回収の届出につきましても、11月末現在27件でございます。

この届出された情報につきましては、国と連携いたしまして、情報提供をしております。

続きまして、飲食店向け食物アレルギー講習会を動画配信形式で11月に実施しております。340名の方が受講しております。

また、飲食店事業者向け資料「食物アレルギー対策に取り組みましょう」につきましては、保健所、事業所や業界団体等を通じた飲食店への配布に加え、新たに多言語コールセンターに登録している事業所やムスリム対応を希望する飲食店向けセミナーで配布をしております。

続きまして施策の柱2、患者の状態に合わせた適切な医療やケアを提供する体制の整備でございます。

医療従事者の資質向上といたしまして、アレルギー疾患治療専門研修を開催いたしました。この研修は全てウェブ開催となっております。今年度につきましては、成人領域の内容及び小児領域の内容の研修を各2回開催しております。成人領域につきましては、慶応義塾大学病院にはアレルギー治療の推進に向けた研究として3名の先生にご講義をいただきました。受講者は66名でございました。昭和医科大学病院には、主に「喘息、とくに難治例について」というテーマで4名の先生にご講義いただき、受講者は101名でございました。

小児領域につきましては、国立成育医療研究センターについては、「消化管アレルギー・好酸球性消化管疾患の臨床」についてご講義をいただき、受講者は300名でございました。

都立小児総合医療センターについては、1月21日に「アトピー性皮膚炎診療へのAI活用：デジタルバイオマーカーの実装に向けて」、「小児喘息の評価と治療」というテーマで開催いただき、現在、受講者につきましては集計中でございます。

続きまして、医療従事者向け研修ですが、東京都医師会に委託し、11月開催いたしました。今年度もウェブ開催とアーカイブ配信形式を併用しております。「喘息治療～現在とこれから～」というテーマで、慶応義塾大学病院の病院長である福永先生にご講義いただきました。申込数は74名でございました。

また、薬剤師、看護師、栄養士等に向けまして、相談実務研修を開催しております。この研修は全て動画配信としておりまして、1月7日から配信を開始しております。子供のアレルギー疾患に対する相談実務研修は、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーの三つのテーマで実施しており、成人のアレルギー疾患に関する相談実務研修は、成人ぜん息、成人のアレルギー性鼻炎、花粉・食物アレルギー症候群の二つのテーマで実施をいたしました。各テーマ予定規模を大きく上回る申込みをいただいております。

続きまして、医療提供体制の整備でございます。専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワークの強化につきまして、今年度は拠点病院である昭和医科大学に委託し、アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会を11月6日に開催いたしました。拠点病院4病院、専門病院11病院、東京都医師会様にご参加をいただきました。連絡会の議事でございますが、医療連携事業に関する東京都アレルギー手帳の活用や、医療連携研修へのご意見をいただきました。

続きまして、アレルギー疾患医療連携事業でございます。令和4年度実施のアレルギー疾患医療提供体制の具体化に向けた検討で示された都内の医療連携体制整備に必要な取組を4拠点病院の協力の下、実施をしている事業となります。

資料(1)アレルギー疾患医療連携ワーキンググループの設置でございます。今まで紹介しました医療連携事業について効果検証し、今後の運用方法について有識者7名の方にご意見をいただいております。今年度第1回目のワーキンググループを7月8日に実施いたしました。第2回目につきましては、2月17日に実施予定でございます。

資料（２）アレルギー疾患に関する連携医療機関の登録・データベース構築でございます。データベースにつきましては、先述のワーキンググループにて検討を進めてまいりましたが、今年度中に運用を開始する予定となっております。掲載する情報につきましては内容の精査が必要となることから、令和５年度から医療連携研修を受講いただきました都内に所在している医療機関にアンケートフォームを送付し、連携医療機関としての公表の同意が得られた方のみ掲載をしていく予定です。

なお、データベースの項目として診療可能なアレルギー疾患の種類や検査項目などを入れる予定としております。

資料（３）アレルギー疾患医療連携研修でございます。この研修は、地域の医療機関に対し、拠点病院との連携の手法を実践的に習得する研修を実施し、地域の医療機関と拠点専門病院等との人的ネットワークを構築することを目的としています。各拠点病院が年１回ずつ、計４回実施する研修でございます。一部参加機関数を集計中でございますが、参加機関数を記載させていただいております。新規連携医療機関として登録いただいた実績につきましては、現在精査中になってございます。非常に熱心に何度も受講いただいている医療機関もいる状況ではありますが、今後も新規にご登録いただける地域の医療機関を増やすために、医師会及び拠点病院、専門病院の先生方のご協力を得ながら、地域の先生方に研修受講していただけるような働きかけも必要であると考えております。

続きまして資料（４）アレルギー手帳の配布でございます。昨年度までは、拠点専門病院、連携医療機関、患者団体に配布し、同意が得られた方に手帳の送付及び資料を案内しておりましたが、今年度、東京都アレルギー情報 *n a v i .* にて手帳の周知を行い、手帳の活用を希望する医療機関に配布を開始いたしました。紙版とウェブ版があり、患者自身が自身のアレルギー情報を管理し、医療従事者とのコミュニケーションツールとして活用いただいているところでございます。

なお、今後につきましては、手帳の配布等の周知を図りながら、手帳の活用をしていただけるよう取組を行ってまいります。

続きまして、医療機関に関する情報提供でございます。

こちらにつきましては、東京都アレルギー情報 *n a v i .* の中で、拠点病院等に関する情報を掲載しております。また、厚労省医療情報ネット（ナビィ）にて、アレルギー疾患の診療を実施している医療機関に関する情報を提供しております。

続きまして施策の柱３、生活の質の維持・向上を支援する環境づくりでございます。

多様な相談に対応できる体制の充実として、相談実務研修を実施しております。こちらは先ほどお示ししました医療従事者の資質向上にも記載しておりますので割愛させていただきますが、医療従事者に加え、社会福祉施設等の職員も対象として実施しているものでございます。

また、研修資材や、普及啓発資料等を用いた技術的助言といたしまして、緊急対応マニュアルの配布や、都民向けリーフレットの作成・配布を行っております。

続きまして、社会福祉施設や学校等の職員の緊急時対応力の向上といたしまして、ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修を開催いたしました。今年度は、学童期の子供を預かる施設向けと、保育施設向けの二つに対象を分けて実施をしております。都立小児総合医療センターの梶田先生、P A Eの山野先生、井上先生にご講義をいただいております。この研修では、エピソードレーナーの実習もございますので、会場での開催となっております。受講者数等につきましては、資料をご覧ください。

次に、デジタル技術を活用した緊急時ガイダンスでございます。

こちらは令和4年度から取り組んでいる事業でございますが、もともと紙媒体で作成していた食物アレルギー緊急時対応マニュアルを音声・動画等を活用して、スマートフォンで分かりやすく操作できる緊急時対応ガイダンスというものを運用しております。ホームページの閲覧数も高いことから、多くの方に活用頂いていると認識しております。

続きまして、事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進でございます。

アレルギー対応体制強化研修を対象別に実施しております。まず、社会福祉施設等の管理者向けにウェブで研修を実施しております。「食物アレルギーの基礎知識と保育所における対応について」というテーマで、昭和医科大学医学部小児医療センター長の今井先生にご講義をいただきまして、329名の方が受講しております。

市町村向けの研修といたしましては2回、こちらもウェブで開催しております。1回目は母子保健・給食施設に関わる職員向けに「食物アレルギーの食事管理・離乳食の進め方」というテーマで、昭和医科大学医学部小児科学講座の長谷川先生にご講義をいただきました。64名の方が受講されております。2回目は保育所主管向けに「アレルギーを持つ子どもとその家族を支えるための最新知識と実践ガイド」というテーマで、さいわいこどもクリニック、古川先生にご講義いただきました。67名の方が受講しております。どちらも予定規模を超える受講をいただいております。

続いて、災害時に備えた体制整備に関する取組でございます。

こちらは、東京都アレルギー情報n a v i . による火災発生時の対策に関する情報提供のほか、再掲になりますが、区市町村職員向けのアレルギー対応体制強化研修また、都、各区市町村の地域防災計画等の内容確認及び助言を行っております。

施策の柱1から3につきましては、以上になります。

最後に施策の展開の土台の部分でございます。

施策を推進するための取組といたしまして、施策展開の基礎となる調査の実施について紹介させていただきます。

一つ目は、乳幼児に関するアレルギー調査の実施についてでございます。こちらは5年ごとの調査となっており、アレルギー疾患に関する3歳児調査と、アレルギー疾患に関する施設調査がございます。

二つ目は、東京都アレルギー疾患医療実態調査でございます。調査につきましては、次の議題で資料2、アレルギー疾患に関する各種調査概要で説明をさせていただきます。

次に専門的知見等を取り入れた施策の検討についてご紹介させていただきます。

アレルギー疾患対策検討部会は、本委員会の下部会の一つでございますが、年4回開催しております。主に普及啓発や人材育成、調査などの検討を行っております。今年度検討内容につきましては、資料をご参照いただければと思います。

次に、アレルギー疾患医療拠点病院等検討部会でございますが、こちらも本委員会の下部会でございます。主に医療提供体制、拠点専門病院の指定要件に関することを検討しております。例年、年1回の開催でございますが、検討内容は資料のとおりでございます。

最後にアレルギー疾患医療拠点病院等連絡会の開催でございます。こちらは先ほど施策の柱2でもご紹介させていただいたものではございますが、拠点専門病院同士での情報交換を行っております。年1回の実施で、拠点病院でもあります昭和医科大学病院に委託をして実施しております。検討内容につきましては、資料のとおりでございますが、活発な意見交換や情報共有が行われておりました。

資料1の説明は以上となりますが、事務局の健康安全研究センターから補足説明がありましたら、お願いいたします。

○事務局 健康安全研究センターです。

それでは、センターで実施しております社会福祉施設等職員向けの研修の取組につきまして、補足の説明をさせていただきます。

資料1、スライド12をお願いいたします。

多様な相談に対応できる体制の充実の部分で、アレルギー疾患に関する相談実務研修のところでございます。申込状況につきましては、資料のとおりです。こちらは1月7日から3月2日までのアーカイブ動画配信で、本日現在の視聴状況は約6割の方にご視聴いただいているような状況です。申込者の職種の内訳につきましては、例年テーマによって多少の変動はございますが、これまでの傾向といたしまして、子供のアレルギー疾患に関する相談実務研修につきましては、保育施設等に勤務する看護師の方が大体4割から5割、保育士と栄養士の方がそれぞれ2割、そのほか保健師や調理師などとなっております。

一方、成人のアレルギー疾患に関するテーマに関しましては、介護福祉施設や訪問介護、それから健康保険組合に勤務される看護師や保健師の方が5割から7割、そのほか栄養士、介護福祉士、薬剤師などとなっております。

続きましてスライド13、緊急時対応力の向上のところ、ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修についてです。この研修は、研修を開始して今年度で14年目になる研修でございます。エピペントレーナーを使用した実技演習もあるため、会場開催で実施しております。これまでの実績の累計は1万9,000人を超えている状況です。例年、特に保育施設対象の日程につきましては、定員を超える申込みと実績があるのですが、今年度は例年と比較いたしまして、結果的に参加実績の減少が認められました。その主な要因として考えられることが三つほどございます。

まず一つ目が、募集方法の変更です。今年度から研修案内を紙媒体の直接郵送を廃止

いたしまして、区市町村経由の周知や、ホームページ、またSNSを中心とした募集方法の変更を実施いたしましたため、情報の伝達がこれまでよりも弱まった可能性がございます。

次、2点目として、開催時期の問題です。今年度は研修会場の予約の関係で、例年よりも1か月ほど早い日程での開催となりました。保育施設等では、次年度の入園者の情報が自治体から各施設に通知される時期に合わせて、施設職員のこの研修への参加意識が高まる傾向がこれまでの傾向としてございました。今回は開催日程が前倒しになったことで、その時期とずれが生じたと考えられます。

最後に3点目、施設行事や感染症の問題でございます。研修の今年度の開催時期が、ハロウィンやクリスマスなどの施設の季節行事と重複してしまったこと、また、インフルエンザの流行が早まったことも影響いたしまして、現地での参加が困難となった方が複数いたことが、問合せなどからも分かっております。

案内周知につきましては、今年度紙媒体での案内を廃止するに当たりまして、各施設を所管する東京都の部署、また区市町村の関係部署にリマインドの周知の実施を行ったほか、新たに関連団体のホームページへの案内掲載、それから所属会議への周知依頼を実施いたしました。

また、業務都合や体調の関係で当日参加できないという申し出のあった方につきましては、代替となる研修のご案内でありますとか、資料の送付等のフォローを実施したところでございます。

今後の対策といたしましては、関係機関と連携したウェブでの効果的な周知方法の工夫の継続と、より参加しやすい適切な日程での開催について検討を行っていく予定でございます。

研修の補足説明につきましては、以上となります。

○事務局 資料1につきまして、事務局からの説明は以上となります。

○岩田会長 ありがとうございます。多岐にわたる活動の概略のご説明でありました。毎年毎年、地道に積み上げている活動が多々あったかと思えます。

ただいまの説明を受けまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

阪東委員、どうぞ。

○阪東委員 保健医療科学院の阪東でございます。丁寧な説明ありがとうございました。本当にいろんなことを丁寧に施策を実施されていて、非常に効果も上がっているなということがよく分かりました。

前回の委員会のおきにも多分話題になったと思うのですが、このようにいろいろ実績をお伝えいただいても、例えば今、この画面に出ている受講者数とか、あるいは応募者数とか、そういった数字は見せていただくのですが、多分前回も指摘があったと思うのですが、それが多いいのか、少ないのかというのがやっぱり分からないんですよね。対象者がどれぐらいいらっしゃるって、そのうち大体いつも何割ぐらいが受講さ

れているのか、応募されているのかという、そういった情報があれば、より施策の実施がうまくいっているのか、っていないのかというそういう判断といいますか、評価ができるのではないかなというふうに思います。

今回の場合は、規模とか定員とか、そういった形で書いてらっしゃるので、それに見合っているのか、見合っていないかということで判断したりだとか、あるいは先ほどの補足説明で、前年度よりも減少しております、こういった事情があるからですというふうな分析をなさっているというところで、大分状況がつかめました。けれども、もう少し参加者の実績が、どう評価していいかということがもう少し分かるように、こちらが判断できるような情報が追加されると、よりいいかなというふうに感じているところです。

先ほど、参加者の属性なんかも少しお話しいただきましたけれども、例えば、オンラインの研修もあり、エピソードレーナーだと実技練習もあり、いろいろありますが、そういったものに参加されている方が実際、何度も何度も参加されているリピーターなのか、それとも初めて来られる方も結構いらっしゃるのかとか、そういった情報もあればいいなと思っております、例えばアンケートで、このような研修に参加されるのは何回目ですかとか、そういうふうな形でちょっとお伺いすることで、少し情報が補足されるのかなというふうなことも考えたりしております。

もし、何回も来てくださる方にとってはすごくいいですけども、あまり新しい方がいらっしゃっていないとか、そういうことであれば、どうすればそういう人たちにアプローチできるのかなとか、あるいはどういうふうにインセンティブを上げるようなことができるのかなとか、そういったふうにもたいろんな考え方が広がると思いますので、そういうふうなこともなさってはどうかというのを提案したいと思います。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。貴重なご助言と思います。

事務局のほうから何かございますか。

○事務局 健康安全研究センターです。阪東先生、コメントありがとうございます。

まさに先生がおっしゃったとおり、研修事業につきましては、実際に、事前のアンケート、それから事後のアンケートを取っております。それから属性ですとか、勤務経年数であるとか、新規の参加なのか、リピーターなのかということも含めて継続的に実績を取っております、研修の講師の先生と直接やり取りをさせていただいて、内容の調整であったりですとか、よりよい理解を促進するための方法、やり方、プログラム構成、工夫しているところでございます。

委員会の資料は、本当に実績ベースのご報告になってしまいますので、また、阪東先生がおっしゃったような、少し評価の参考になるような実績の資料等も今後検討させていただければと思っております。

ありがとうございました。

○阪東委員 ありがとうございます。

○岩田会長 前田委員、どうぞ。

○前田委員 前田です。ありがとうございます。ご説明たくさんありがとうございました。

私からは、6ページの丸の六つ目と七つ目について、まずご質問させていただきたいんですけども、6ページの丸の六つ目、こちらは自主回収の届出に関してなのですが、こちらは地域が限定されているのかと思ひまして、人口が多い23区が入るともっと増えるのではないかと思ひました。それから、アレルギーに関する理由での回収がどのくらいあるのか、地域差があるのかなど、知りたいなと思ひまして、もし分かれば教えていただきたいと思ひました。それが一つ目です。

それから二つ目の、その下の丸ですけれども、アレルギー講習会などでアンケートなどは取られているのではないかと思ひますけれども、参加者からの反応はどのようなものだったのか分かればいいなと思ひまして、また、アレルギーのことは、患者にとってありがたい情報になるのではないかと思ひまして、公開予定などあるのかなというところをお伺いしたいと思ひます。

そのページは以上です。

それから7ページ目、施策の柱2ですけれども、研修会の開催など引き続きお取り組みいただきまして、患者としては心強い限りで、ありがとうございます。アレルギー手帳の使い方も研修に入れていただき、ありがとうございます。患者さんに手帳をご紹介いただける機会が増えることを期待しています。

実際に手帳を使ってみていただいて、患者はもちろん、医師からも使い勝手の感想を言っていただいて、アレルギー手帳が治療や患者の生活に役立つものに活用されるといいと思ひます。

今ご説明いただいた中では以上です。

それから、最後1点。最近なんですけれども、保育園に入りたいと希望されている方から、アレルギーがある子はお断りしていますというふうに断られてしまったという話を聞きました。いまだにそういうことがあるのだなとびっくりしたのですけれども、東京都でどのくらいそういうことが、断られるようなケースがあるのか、同じようなケースがあるのではないかと思ひまして、そういったことの調査も、もしやっただけのようであれば、今後はぜひ検討していただきたいなというふうに思ひました。

以上です。長くなり、すみません。

○岩田会長 ありがとうございます。3点にわたるご質問、ご指摘ですが、事務局のほうからは、お返事等ございますか。

○食品監視課長 ご質問ありがとうございました。事務局でございます。

資料の6ページ、食品のアレルギーに関する部分のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点、自主回収に関するご質問をいただきました。特別区内の数字が除かれていて残念だというご意見だったかと思ひます。こちらに関しましては、食品表示法の仕組み上、特別区内、八王子市、町田市のそれぞれの区域内で行われている自主回収を東京

都で把握することができないため、それらの区域を除いた形で集計しております。

その上で、今年11月までに届けられた27件の内訳といたしまして、17件がアレルギー表示の何らかの不備による自主回収でございました。具体的に申し上げますと、スーパー等でつくられたお総菜のラベルの貼り間違いによる回収が大半を占めているという状況でございます。

続きまして、食物アレルギー講習会の状況についてのご質問をいただきました。参加者にアンケートを取ってございまして、非常に多岐にわたるご意見、ご感想をいただいているので、なかなか傾向というの難しいところではありますが、大変勉強になりましたというご感想や今後もこういったものを続けてほしいというご要望もいただいているところでございます。総じてポジティブな感想をいただいております、今後も続けていきたいと考えているところでございます。

アンケートの結果については、あくまで私どもの内部資料として、次回以降の講習会をよりよいものにしていくために活用しているところでございます。今のところ、公開する予定はございません。

以上でございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

○前田委員 ありがとうございます。

○岩田会長 先ほどご指摘のあったアレルギー手帳の使い方に関して、医師側がどのようにそれを把握して、利用しているかというようなことは、今後確かに大事なポイントだろうというふうに思いますので、講習を重ねていかれる中で、多少講演の先生方に、そのような話の流れをもっていただけるような事務局側からの働きかけがあると面白いかなと思えました。

それからあと、入園拒否については、これはどのように把握、つまり全体的にどのように把握すべきかというのは、多分難しいのかも分かりませんが、やっぱり個別例についてしっかりどのような理由でというところを含めた調査も必要なのかなと個人的には思って、会長の立場からというよりは、個人的にそう思った次第です。

あと、前田委員はそれでよろしいでしょうか。

○前田委員 ありがとうございます。

○岩田会長 新田委員、どうぞ。

○新田委員 ありがとうございます。丁寧なご説明いただきまして、その中で緊急時対応研修に関連して、ちょっと1点質問をさせていただきたいんですけども、先ほど食品の回収の届出の話が出ましたけれども、学校とか保育施設等で緊急時対応をしたような件数とかというようなデータは把握できているのか、把握する仕組みがあるのかないのか、その点について教えていただければと思います。

○岩田会長 何か資料はございますでしょうか。

○事務局 健康安全研究センターです。

食物アレルギーの緊急時対応研修の実施状況、研修であったり、訓練であったり、施

設の実施状況につきましては、東京都が5年ごとに行っている子供を預かる施設における施設調査の中で項目がございますので、定期的に把握をしているところでございます。

○新田委員 私が伺いたかったのは、そういう事例の発生状況ということなのですが、緊急時対応が必要だった事例が、どれぐらい、例えば東京都内で発生しているのかという、そういうデータが把握できているのかどうかということをお伺いしたかったのですが。

○事務局 事務局でございます。新田委員、ご質問をいただきありがとうございます。

残念ながら、定期的にどのぐらいの事例が発生しているのかといった情報を収集するというような状況は現在ございません。

以上でございます。

○新田委員 分かりました。ありがとうございます。

○岩田会長 では、順番からいきますと、末田委員でしょうか。よろしく申し上げます。

○末田委員 東京都歯科医師会の末田です。

施策のⅡのところの医療機関に関する情報の提供というところで、歯科材料にアレルギーのある方の、受診をするときの情報や、注意事項などを載せていただくと、より安心して受診をするときに有効に活用できると思ひまして、歯科治療は金属アレルギーばかりではなくて、やはり今よく使いますプラスチックのレジンとか、それからゴム手袋のラテックスなどにもアレルギーのある方がいらっしゃると思うので、そういったことを代替にできるものがあったりとか、またパッチテスト検査もできるとか、そういった何か歯科に関しての情報を載せていただけたところがあると、より良いと思ひますが、いかがでしょうか。

○事務局 末田委員、貴重なご意見ありがとうございます。

今後、検討してまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○末田委員 よろしくお願ひいたします。

○岩田会長 ありがとうございます。

では、村山委員、どうぞ。

○村山委員 いろんな施設に対する講習会をたくさんやられているのは、すごく大変なことだろうと思ひますが、気になるのは、これは施設の方、病院の方とか、そういうところに講演をしていて、それが肝心の患者さんにつながっているのかどうか。これが患者さんに伝わらなかつたら意味がないような気もするんですけど、実際に受講した方が、患者さんにどれだけそれを広めているか。施設関係者が受講しても、施設に関係のないアレルギー患者さんは情報を得ることができないんですよね。例えば今は、皆さんチューブとかそういうところで困ったときには調べたりしているらしいんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。今出ているところで、上から三つは700人前後の方が受講されているんですけど、これが患者さんにちゃんと伝わっているのかというところが気になります。よろしくお願ひします。

○事務局 村山委員、ご質問ありがとうございます。

研修をたくさん、いろんな対象向けの研修を実施はしているんですけども、今表示

されている相談実務研修というのは、アレルギーを持ついろんな方々を支援する方、施設の方々とかそういった方向けの支援の方法や基礎知識とか、そういったものを伝える研修になっておりまして、この研修で得た知識を活用して各施設での様々な患者さんへの対応に役立てていただいているということでございます。

患者さん自身が持っていただきたい情報、知識につきましては、こういった研修とは別に、例えば一般向けのアレルギーを持つ方向けの講演会ですとか、それから基礎的な情報については、東京都アレルギー情報n a v i.を中心に総合的に正しい情報を伝えるという取組を別途行っているところでございます。研修につきましては、それぞれの医療従事者向けは治療専門研修、アレルギーを持つ患者さんの支援者の方々に向けては、相談実務研修。それぞれ対象と中身を区別しながら実施しているものでして、患者さんに知っていただきたい情報というのは、主に講演会ですとか、東京都アレルギー情報n a v i. というところでお伝えをしていくというような体系で進めているところでございます。

○村山委員 患者さんにとっては、症状が悪化したときにすぐにどうしたらいいかというのを知りたいわけですよね。そのときに、じゃあどこへ連絡したらいいのかという問題になると思うので、これが例えばユーチューブとか、例えば東京都アレルギーn a v i. のところで見られるというような形になってくれたらいいなと思ったので、お聞きしました。

○事務局 ありがとうございます。

東京都アレルギー情報n a v i.には、そういった基礎知識のほかにも、例えばどういったケアが必要かとか、どういう治療、受診行動が必要かというところについても掲載はしているんですけども、それがより伝わるように、例えばSNSですとか、動画ですとか、そういったものを使ってより効果的に伝えていくという取組については、今後もいろいろ試行錯誤をしながら検討していきたいと考えております。

ご意見ありがとうございます。

○村山委員 よろしくお願いします。

○岩田会長 ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。議事の(2)としまして、アレルギー疾患に関する各種調査概要についてであります。事務局、よろしくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

資料2、アレルギー疾患に関する各種調査概要について説明いたします。

施策展開の土台、施策を推進するための取組についてでございます。まず、東京都アレルギー疾患に関する3歳児調査についてでございます。こちらは5年ごとに実施をしている調査になります。都内3歳児におけるアレルギー疾患のり患状況や保護者のニーズ等を把握し、普及啓発等アレルギー疾患対策を効果的に推進するための基礎資料とすることを目的とした調査となります。対象は令和6年10月に区市町村で実施する3歳児健康診査の受診者及びその保護者で、令和6年10月1日から11月15日までウエ

ブ調査を実施いたしました。内容につきましては、資料をご覧ください。

続きまして、東京都アレルギー疾患に関する施設調査、保育施設等でございます。こちらも5年ごとの調査となります。都内保育施設等に在籍するアレルギー疾患児の状況や施設におけるアレルギー対策の取組状況等を把握し、普及啓発や人材育成とアレルギー疾患対策を効果的に推進するための基礎資料とする目的とした調査となります。対象は、認可認証保育所、幼稚園、認定こども園、ベビーホテル、家庭的保育、学童保育等で、3歳児調査と同様の時期にウェブ調査を実施しております。内容につきましては、資料をご覧ください。

調査実施後、アレルギー疾患検討部会にて検討が図られており、今年度中に報告書を作成、公表、関係機関への配布を予定しております。

続きまして、東京都アレルギー疾患医療実態調査でございます。この調査は、診療所や一般病院における診療状況、連携状況等アレルギー医療の実態を把握、分析することで現状を踏まえた施策の検討に活かす目的で実施をしている調査で、5年ごとに実施をしている調査となります。対象は、都内でアレルギーに関連する診療所を標榜する医療機関1万1,766施設で内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、アレルギー科等を標榜する診療所及び一般病院で、実施時期を令和7年11月28日から12月26日の約1か月間で、郵送もしくはウェブで調査をしております。内容につきましては、資料をご覧ください。

調査の流れですが、11月に対象の医療機関に調査依頼を行い、12月に回答いただいております。現在、集計・分析を行っている状況でございます。

資料2についての説明は以上となりますが、3歳児調査につきまして、事務局である健康安全研究センターより補足説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○事務局 健康安全研究センターでございます。

それでは、アレルギー疾患に関する調査につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、3歳児調査でございます。これは先ほど目的等は説明をさせていただいたとおりです。こちら結果のサマリーです。回答数が2,355名、回収率が29.8%ございました。結果として、3歳までに何らかのアレルギー症状がみられたお子さんの割合、増加傾向にございました。ただ、調査年ごとに若干定義の変更がございますので、推移は参考比較となりますが、高い水準でございました。

一方、3歳までにアレルギー疾患があると実際に医師に診断された子供の割合が、前回調査に比べてぜん息以外、全ての疾患で減少しているというデータが出ております。これは、これまでにない結果でございます。検討部会の中でも先生方と意見を交わしているところでございます。

今回、対象となった3歳児が令和3年生まれのお子様で、ちょうど乳児期に新型コロナウイルス感染症の流行がございました。もしかしたら、その受診控えで診断されていないという可能性もあるかなというところなんです。ただ、この要因は一概に断定できません

んし、今回の結果のみで判断ができませんので、次回以降の結果の推移を確認していく必要があると考えているところです。

また、今回の調査から、最近患者数が急増しております消化管アレルギー、食物蛋白誘発胃腸症につきましても、項目を追加して状況を確認しております。実際に症状が見られたお子様のうち、実際に診断された方は半数以下ということで、症状と診断にかなり差が見られた結果が出ております。

次に、こちらにも食物アレルギーの原因食物で、近年臨床場面でも指摘がされております木の実類の増加を反映してか、今回の調査でも同様にくるみの割合が増加していました。

また、食物アレルギー児を持つ保護者で、アレルギー対応食品の備蓄を行っている家庭の状況等も調査をしておりますけれども、結果としては思ったほど多くはなかったという結果でございました。

情報の入手方法につきましては、医療機関や薬局に次いで、インターネットやSNSの配信での把握というものが、やはり上位を占めているような状況でございました。行政機関として、正確な情報発信の重要性が示された結果となっております。

続いて、施設調査についての概要のサマリーとなります。こちらの先ほどの資料1の中でも、委員の先生方からご指摘、ご質問が出ていた部分ですけれども、子供を預かる施設の取組状況等については5年ごとに調査を行っており、今回も令和6年度に保育施設と学童施設それぞれ調査を行っております。回答数、回収率は記載のとおりです。

先ほども議論に出ておりました、食物アレルギー児を受け入れると回答した施設は、前回調査時よりも増加していました。ただ、一方で少なからず、まだ受け入れが難しいと回答してきた施設があるのも事実でございます。

それから、施設でアレルギー児を把握するために使用が推奨されております様式のアレルギー疾患生活管理指導表につきましては、使用している施設の割合は増加しておりました。

また、施設独自のアレルギー対応ガイドライン、マニュアルを作成しているという施設も増加している傾向がございました。

また、取組状況につきましては、食物アレルギーに関連する取組がやはり多い結果となっており、回答施設の半数以上が食物アレルギーの緊急時対応訓練を実施していました。

また、詳細な報告書、具体的な数値につきましては、正式公表をもって発表とさせていただきたく、また委員の先生方にも改めて報告書の発送等させていただきますので、よろしく願いいたします。

今回の結果からは、東京都がこれまで行ってきた取組に関して体制整備が進んできている一方で、正しい情報提供、それから相談対応の整備、緊急時対応、災害時の備え等の強化が引き続き重要であるということが分かりました。東京都といたしましては、引き続き関係機関と連携した上で、東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づいて総合的

な対策を推進していく予定としております。

説明は簡単ですが、以上です。

○事務局 ありがとうございます。資料2につきましては、事務局からのご説明は以上となります。

○岩田会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明からまたご意見、ご指摘等お願いいたします。

武川委員、どうぞ。

○武川委員 武川です。どうもご説明ありがとうございました。

私からは2点ほどございまして、先ほどのご発表の中で、何らかのアレルギー症状が出ている、増えているということでしたが、何らかのアレルギー症状というのは、どのような症状が多いのでしょうか。それが1点と、食物アレルギー児を受け入れるというところも、幼稚園でも保育園でも給食制度を取り入れていると思いますが、給食制度があるところの受け入れの問題なのか、そういったことと関係ないものなのか。この2点をお聞きしたいです。

○岩田会長 ありがとうございます。

何か回答などございますか。よろしく申し上げます。

○事務局 健康安全研究センターでございます。

ただいまの説明につきまして、ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。

まず、3歳児調査のほうの何らかのアレルギー症状という定義でございますけれども、こちらはぜん息、それから食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎の症状、また今回の調査から消化管アレルギー、食物蛋白誘発胃腸症を疑われる症状を定義といたしまして、調査を行っております。それぞれ疾患別等でも取っておりますが、最初にご説明した何らかのアレルギー症状の割合というのは、これをどれか一つでもあった方を毎回調査で推移を確認しておりますので、その結果を一番目の項目として説明をさせていただいたところですので、これが調査年によって、疾患の症状の定義がガイドライン上、変わったりということもありますので、その調査が行われた際の最新のガイドラインの定義、症状にのっとって調査を行っているところでございます。1点目の説明は以上となります。

それから、保育施設、学童のところでのご質問かと思っております。実際に受け入れの可否につきましては、施設種別ごとに状況を確認させていただいておりますので、こちらはまた報告書のほうで詳細を確認していただければと思います。この場で詳細を報告できなくて大変申し訳ないのですが、よろしく申し上げます。

それから、食事の提供状況についても項目として調査を行っておりますので、その項目も合わせてご確認いただければと思います。補足は以上です。

○武川委員 ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。改めて正式な報告書が出てから、様々な議論もまた必要になると思っております。

笹本委員、どうぞ。

○笹本委員 東京都食品衛生協会の笹本でございます。

1点だけお聞きしたいんですけど、くるみの話なんですけど、種実類、ナッツ類がすごくアレルギーが多くなっているというのは、私ども検査をしている立場でも、ご相談とか検査依頼というのが増えているのを感じます。実際にアンケート調査でくるみ以外のナッツ類、例えばマカダミアナッツとかカシューナッツとか、そういったものに関しては増加傾向というのはみられていますでしょうか。

○事務局 ご質問ありがとうございます。また、詳細につきましては、原因食品別の実際に症状を呈した方の人数と割合、それから過去の調査結果からの推移、全て表にしておりますので、ご確認いただければと思いますが、やはりカシューナッツ、それからアーモンド、マカダミアナッツにつきましては、増加傾向がございます。

以上です。

○笹本委員 ありがとうございます。

○岩田委員 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。この調査というのは、非常に医学的にも大事なものと思っておりますので、改めて報告書を拝見したいと思う次第です。

よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。議事の（3）その他でございます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。それでは、資料3、東京都アレルギー疾患対策推進計画の改定スケジュール案について、説明させていただきます。

令和8年1月から6月頃に現行施策の成果、課題等を踏まえ、計画改定の方向性の検討を行ってまいります。

そして、令和8年6月に開催予定の本検討委員会にて、改定内容についてご検討いただく予定でございます。

令和8年7月から12月頃に改訂案の作成及びパブリックコメントによる意見募集を行う予定でございます。

令和9年1月から2月頃に本委員会にて、改定案をご検討いただき、検討結果や国の指針の改定内容等を踏まえ計画案の修正を行い、令和9年3月末に東京都アレルギー疾患対策推進計画を改定、公表してまいります予定でございます。

以上でございます。

○岩田会長 ありがとうございます。何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

今年度末から来年度かなり大事な時期となっております。ご意見等もまた、よろしくお願ひしたいと思います。この資料3につきましては、よろしいでしょうか。

それでは次に移ります。最後に、全体を通してご質問、ご意見はございますでしょうか。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 すみません、参加が遅れまして、前半は何うことができず、ちょっとずれた話になってしまうかもしれません。アドレナリンの自己投与薬で点鼻製剤が来月ぐらいに発売されるんですけれども、国の動きもそうなんです、なかなか動きが鈍くて、発売されたら恐らくは学校、保育所等に速やかにそれを持って登園、登校して来るお子さんたちが出てくると思うんです。国側の方針を定めていないのでなかなか難しいとは思いますが、恐らくはエピペンと同じような方向性になると思うのでそれに対して学校、保育所等における周知というか、もしくは啓発に関しての何かご準備というのは既にされているのか。されていなければ、今後どうするのかというところを伺いたいたいと思います。

○岩田会長 ありがとうございます。事務局はいかがでしょう。

○事務局 今井先生、ありがとうございます。事務局でございます。

現在おっしゃられたとおり、新たな薬剤が恐らくは来月にというような情報は得ておりまして、私どものほうでも現在、情報収集を行っている状況でございます。また国の動き等を注視しながら対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○岩田会長 よろしいでしょうか。

○今井委員 先ほど申し上げたように、恐らくはエピペンは学校や保育所で使えて、新しいお薬が使えないということはないと思いますので、国が方針を出す前から、それは想定されるので、それに対してどのような動きをお考えなのかと思いついて伺ったのですが、何かプランのようなものというのはございますでしょうか。

○岩田会長 どうぞ、よろしくお願いします。

○事務局 健康安全研究センターです。今井先生、ありがとうございます。

社会福祉施設等の研修事業をセンターのほうで行っております。今年度の研修から既に、その情報については受講生の皆様に情報を伝え始めているところです。実際に、エピペンのようにまだ、すぐ処方されてもそれが保育施設の職員が扱っていいという状況にはいまだなっておりませんので、その辺りの情報も注視しながら、事務局といたしましては、研修の中での知識の情報提供、それから使い方につきましては、現在緊急時対応マニュアルはエピペンを主体としたマニュアルをつくってございますけれども、実際に点鼻のものが出た場合は、それに準じるような補足という形で、何かしらマニュアル的なものを作成する必要があると考えているところです。ただ、実際にこれは使える状況になるという状況と合わせて動いていく必要がございますので、準備は情報収集と併せて行っていきたいと思っております。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

○今井委員 ありがとうございます。点鼻製剤だけ現場では使うなという流れには、まずならないので、国の動きを待つというよりも、その前提で動いていただいて、研修なども例年秋にやると思うんですけれども、それを前倒しにしてみたりとかしないと、やは

り現場が混乱するのは目に見えているので、そこの辺りを前倒しでご検討いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○岩田会長 ありがとうございます。この大きな問題はよろしく願いいたします。

では、次に大田委員、どうぞ。

○大田委員 いつものことながら、非常に詳細にエネルギーを使って柱を立て、そしてそれぞれを着実に実行されているということをいつも感心、感服しております。ただ、いろんな委員の方々と言われる中の言葉の究極のところというのは、やはりこういった事業が進むことによって、目に見えた改善、その改善というのは例えば、ぜん息の分野でいうと、欠席とか欠勤、それから予定外受診、そしてもちろん発作の回数の頻度、それから成人の場合には、ぜん息死というふうな形の評価もしながら指標を追いかけていくということをやるわけですが、食物アレルギーの場合にも、不幸にして亡くなられた事例から、かなりモチベーションが上がったと思います。その辺りのところの実際に調査の仕組みと申しますか、そういったものがさらに確立されると本来のゴールの中の一つが、より明確に見える化できるのではないかなというふうな気持ちで伺ってありました。

以上です。

○岩田会長 貴重なご示唆、大変重要な点、ご指摘をありがとうございます。

武川委員、何かありますか。

○武川委員 先ほどお話が出ましたけれども、アドレナリンの点鼻製剤に対して非常に関心がございます、いろいろと質問も受けております。確かに今井先生がおっしゃるように、そういう準備というものがどのようになっているのかということは非常に気になっております。具体的にエピペンと点鼻製剤を同時に持つことができるのか、どのような選択肢があるのだろうかとか、そしてどうしても子供の場合には、鼻水をたらすこと多いものですから、そのような状況のときに果たして点鼻用のお薬が効くのだろうか、そういったときには、エピペンも持っているほうがいいのではないかと。様々なことに疑問が湧いてきて、期待と共に質問が寄せられています。できれば前もって分かる範囲で、今現在、何をどうしているのか、将来的にはどのような形のことをされて、当事者である子供・その家族や管理の方々が備えることができるのか、というようなことをもう少し解説いただければ有難いと思われました。

以上です。

○岩田会長 ありがとうございます。

首里委員、どうぞ。

○首里委員 東京都医師会の首里と申します。東京都の皆様、大変な詳細な計画と、あと実行して動いていただいたこと、本当に大変感謝しております。ありがとうございます。

東京都医師会としましても、東京都の施策に協力するような形で、医師の皆様には情報提供をさせていただいているというところではございますが、まだまだやはり顧問理

事の周りには、なかなか研修に参加していただける先生がまだまだ少ないというところがございますので、今後はやはりSNS等の情報提供というところ、しっかりとご協力していきたいと思います。

また、先ほど今井委員のほうからもございましたが、エピペンから点鼻製剤に代わっていく可能性が出てくるということも含めまして、医療機関のほうでもしっかりと周知をして、教育を含めてやっていかなければいけないかなというふうに思います。やはりアナフィラキシーで注射製剤による抵抗というところがかかなりあるというふうに伺っておりますので、エピペンに代わる点鼻製剤というところ、非常に重要なポイントかと思っておりますので、東京都医師会としても協力してまいりたいと思います。

以上となります。

○岩田会長 ありがとうございます。これらの貴重なご提言受けまして、特に事務局から何かございますか。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。いろいろとご意見いただきまして、ありがとうございます。

このアレルギー疾患対策の推進計画については、9年ほど前に策定をしまして、1回改定をして、来年度また2回目の改定というようなタイミングでございまして、様々な動きがある中、必要な施策というのも変わってくるかと思えます。前回の委員会でもご意見いただきましたとおり、何かしら指標であるとか、ゴールみたいな評価するような手段を組み込むことも必要と考えていますし、また、広報についても、いまだに正しい知識が得られていない方々ですとか、正しい疾患の対応の指導を受けられていない方とか、間違ったような指導を受けてしまったみたいな事例もまだまだたくさん多く聞くところがございますので、こういった情報提供、普及啓発についてもまだ道半ばかなと考えているところがございます。いろいろまたこの委員会でも意見をいただきながら、よりアップデートした計画になるように、来年度1年間かけて検討してまいりたいと思っております。

あと、先ほど来、話が出ている新しい点鼻製剤の件ですとか、迅速に対応すべきような事柄というのものもあるかと思っておりますので、例えば社会福祉施設や保育施設、それから学校なんかでどういった情報提供が必要なのかというのは、情報収集した上で、関係する局とも連携しながら、必要な対応をしていきたいと考えておりますので、またご助言等いただく機会もあるかと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

あとは、特に何かございますでしょうか。

村山委員、どうぞ。

○村山委員 私自身は、昔ひどい小児ぜん息ですごい苦しんだ人間でもあって、今は花粉症対策をやっているの、ちょっとその話をしたいんです。東京都は、花粉症対策について、舌下免疫をかなり強力に推し進めていたんですけど、実はその舌下免疫の効果が

どの程度あるかという具体的な数値というのは、東京都アレルギー情報navi. に載っていないんですね。東京都の花粉症対策検討委員会の議事録は公表されていますので、その中では舌下免疫の効果が載っているんですけど、具体的に舌下免疫というのはこんなに効果があるんだよというのは、多分一般の人に伝わっていないのではないかと思います。私はこの委員会自体はすごく重要なものだと思っているんですけど、最終的にこれは患者さんにつながらなければ、意味がないということになると思うんですね。花粉症対策検討委員会の議事録で舌下免疫の効果を公表しているんだったら、取りあえず現時点での情報として、東京都アレルギー情報navi. に舌下免疫の効果を載せてもいいのではないかと思います。その辺の考え方はどうでしょうか。

○岩田会長 いかがでしょうか。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。

舌下免疫療法の効果というところなんですけど、特に東京都アレルギー情報navi. にそれを載せない方針でページをつくっているということではなくて、既に東京都アレルギー情報navi. にも「花粉症が治るって本当」というようなコラムの記事が載っていて、臨床研究、東京都の行った研究の成果として約7割の方に効果がありましたということが既に載せてはあります。ただ、実際に、たくさん舌下免疫療法を行っている方が増えてきた中で、実際にどのぐらいの方が、どのぐらいの効果を感じているのか、実際にどのぐらい治るのかという部分については、いろんなデータがございますので、東京都としても何かしらの方法でこういったものを今後調査も進めまして、より充実した情報提供ができるように検討してまいりたいと考えております。

○村山委員 花粉対策検討委員会で、取りあえず最盛期の場合に、舌下免疫をやっている人と比べると、やっていない人との差は60%ぐらい違うというのがホームページには公表されているんです。こういうものを、だから今は一つの医療機関だけでやった結果なんですけれど、幾つかの医療機関の結果を調べて、これだけの効果があるのは間違いないので、そういった具体的な数字を出してもらえれば、患者さんはそっちのほうに移行すると思います。確かに、福井大学の報告では、100%の人にそれが効果があるわけではないというのは分かっているんですけど、今の対症療法の中で、舌下免疫療法は間違いなく症状が緩和するというものなので、その数値というのを一方では委員会の資料として出しているの、患者さんに見えるような格好にしていただければと思っの発言です。

○環境保健事業担当課長 ありがとうございます。

東京都アレルギー情報navi. のほうでも、より伝わりやすい形で、その治療法の効果みたいなものを伝えていければと考えていますので、今後コンテンツの作り込みについては、検討させていただきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○岩田会長 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。

それでは、これで予定されていた議事は終了とさせていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

○環境保健事業担当課長 岩田会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、本日は貴重なご意見を多数いただきまして、どうもありがとうございました。いただいたご意見等を基にしまして、今後の都のアレルギー疾患対策を推進してまいりたいと考えております。引き続きご支援、ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

来年度の委員会につきましては、今年度同様に2回の開催を予定しております。改めて日程調整のご連絡を差し上げます。

また、事務連絡になりますが、冒頭でも岩田会長より確認がありましたとおり、本日の議事録につきましては、後日公開をさせていただきます。改めて、委員の皆様へ本日の議事録をご確認いただきまして、その後、ホームページ上に掲載する予定でございます。お手数をおかけしますが、議事録確認の際にはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして東京都アレルギー疾患対策検討委員会を閉会とさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

(午後 7時35分 閉会)